

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の年度評価に係る実施要領

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項各号の規定に基づく地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）は、「地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務の実績等に関する評価に係る基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価

当該年度の年度計画における「第1」から「第4」までの事項について、法人が各項目（小項目）の実績及び実績に係る自己評価等を記載した報告書（以下「業務実績報告書」という。）を作成して市長に提出し、市長はこれに基づき各項目（小項目及び大項目）の評価を行う。

(1) 法人による小項目自己評価

自己評価に使用する業務実績報告書は、できる限り具体的かつ定量的に記載するとともに、特色ある取組、法人運営や事業実施に当って工夫したこと、今後の課題などを積極的に記載することとし、自己評価にあたっては、次の評価基準により評価を行う。

〔評価基準〕

「5」：年度計画より大幅に上回って実施している。

「4」：年度計画より上回って実施している。

「3」：年度計画どおりに実施している。

「2」：年度計画より下回っている。

「1」：年度計画より大幅に下回っている、又は実施していない。

(2) 市長による小項目評価

市長は、法人から提出された業務実績報告書に基づき、年度計画に定めた小項目ごとに、その実績に対する評価を行う。

評価に当たっては、目標値や前年度実績値と当該年度実績値との比較だけでなく、計画を達成するための取組等についても考慮し、総合的に評価することとする。

市長が、法人の自己評価と異なる評価をする場合は、その理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。

評価基準は1（1）の評価基準と同様とする。

(3) 市長による大項目評価

市長は、1（2）の小項目評価に基づき、年度計画に定めた大項目ごとに、中期計画の実現に向けた進捗状況について評価を行う。

評価については、その評価理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。

また、評価基準は次のとおりとする。

[評価基準]

「S」：中期計画の実現に向けて著しく進捗している、又は中期計画を大幅に超える成果を出している。

（全ての小項目評価が3～5で、市長が特に認める場合）

「A」：中期計画の実現に向けて順調に進捗している。

（全ての小項目評価が3～5）

「B」：中期計画の実現に向けておおむね順調に進捗している。

（小項目評価における3～5の割合がおおむね9割以上）

「C」：中期計画の実現のためにはやや遅れている。

（小項目評価における3～5の割合がおおむね9割未満）

「D」：中期計画の実現のためには大幅に遅れている。

（小項目評価における3～5の割合がおおむね9割未満で、市長が特に認める場合）

2 全体評価

市長は、項目別評価を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、総合的な評価を記述式により行う。

また、改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるときは、法第28条第6項に基づき、法人に対し、必要な措置を講ずることを命ずることとする。

3 評価委員会からの意見聴取

市長は、前述の項目別評価、全体評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会の意見を聴くこととする。